

2020年3月1日 No. 137 (毎月1日発行)

(中国本土) 新型コロナウイルスの影響に対する企業支援策

中央政府及び各地方政府は新型コロナウイルスの影響を緩和するため、企業の支援策を公表しました。支援策は大きく中国本土で一律に適用される支援策（税務面・人事面）と都市ごとに異なる支援策に分かれます。支援策は以下のとおりです（赤字の部分については別紙に支援策の詳細をご案内しております）。

1. 中国本土で一律に適用される支援策

(1) 税務面の支援策

公告	支援策
財政部税務総局公告 2020年8号	防疫関連物資の生産企業に対する新規設備の一括償却
	防疫関連物資の生産企業に対する増値税の還付
	防疫関連物資の輸送に係わる増値税の免税
	特定の業種に該当する企業に生じた欠損金の繰越期間の延長 公共サービスなどに係わる増値税の免除
財政部税務総局公告 2020年9号	公益性組織及び国等を通じて行った寄附の所得控除
	病院に対する寄附の所得控除
	寄附された疫病防疫物資に係わる増値税等の免税
財政部税務総局公告 2020年10号	疫病防疫に従事する医療従事者及び防疫従事者に対して政府の規定に基づいて支給する手当の個人所得税の免税
	雇用主が従業員に与えた医薬品等の個人所得税の免税

(2) 人事面の支援策

公告	支援策
人社部発[2020]11号	養老保険、失業保険及び労災保険の雇用主負担部分の段階的な減免

2. 都市ごとに異なる支援策

各都市により異なる支援策が発表されています。

(1) 北京市

公告	支援策
京政辦発[2020]5号	新規の防疫物質生産に必要な物資のプロジェクト審査及び承認の加速
	防疫関連物資の通関専用窓口の設置
	防疫関連物資の購入について政府規定の処理及び手順の免除
	防疫関連の銀行口座の開設の簡略化及び処理スピードの加速

公告	支援策
新型肺炎感染 の疫病状況の 予防及び抑制 のためのいくつか の追加の措置 京 政 辦 発 [2020] 5号	防疫関連の外国入出金の処理の簡略化
	防疫関連の設備及び物資購入のための資金プールの構築
	新型肺炎の治療に係わる医療費の個人負担分の補助
	防疫防止に係わる企業などへの特別貸付などの信用支援
	防疫関連物資の生産企業に対する投資補助金又は利子補助金の支給
	雇用を維持した企業に対する失業保険料の還付（2020年7号と重複）
	疫病の影響により経営が困難な企業の問題解決
	社会保険料の延納
	大型商業ビルなどのテナントに対する賃貸料減免の奨励及び減免を実施した貸主に対する補助金の支給
	防疫薬品の研究開発の強化
医薬品企業及び医療機器企業の協業の強化	
ビッグデータと人工知能応用の促進	
北京に帰京した人間の移動及び健康状況の管理	
生活必需品の供給の保証	
政府系サービスの向上	
新型肺炎感染 の影響に対する 中小企業の持 続的な健全な 発展を促進する ためのいくつかの 措置 京 政 辦 発 [2020]7号	中小企業に対する行政事務費（特殊施設の検査費、下水処理費、占道費）の徴収の停止
	中小企業に対する国有不動産の2月分の賃借料の免除
	経営が困難な企業に対する税金の延納
	零細企業に対する研究開発費用の補助
	中小企業に対する利子・借入補助金及び家賃補助金の支給
	零細企業に対する与信枠の追加
	企業の融資費用の削減
	企業の直接融資の拡充
	融資の利便性の向上
	担保付融資の最適化
雇用を維持した企業に対する失業保険料の還付（2020年5号と重複）及び中小企業に対する補助金の支給	
就業困難者の雇用に対する補助金の支給	
企業の生産を保障するための疫病予防の実行	
中小企業の物品・サービスについて政府の調達強化	
-	住宅積立金の延納

(2) 上海市

公告	支援策
新型肺炎感 染に対する中 小企業支援 のための十か 条の政策意 見 滬 府 規 [2020]3号	防疫関連企業に対する税制面のサポート
	防疫関連企業に対する金融与信面のサポート
	防疫関連企業に対する直接融資面のサポート
	保険及び保障の機能の強化
	防疫関連物資の販売企業に対する機能拡張及び輸入の増加
	輸入防疫関連物資の税収上の優遇
	防疫関連物資用の通関の設置
	疫病予防のための革新製品の開発サポート
	国有企業が保有する不動産に係わる賃貸料の免除
	税務申告の期限延長及び延納
	家屋及び土地が徴用された企業に対する不動産税及び都市土地使用税の免除
	定期定額個人事業主税の免除
	旅行サービス品質保証金の返金及び文化事業建設費の納付者に対する財政補助金の支給
	多様な資金供給の支援
	経営が困難な企業に対する流動資金の支援
	担保付融資の強化
	失業保険料の還付
	社会保険納付基数の調整時期の変更
	社会保険料の延納
	職業訓練に対する補助金の支給
雇用主負担分の医療保険の料率の引下	
柔軟な雇用政策の実施	
事業再開を再開する企業に対し安全対策の促進	
企業の雇用保障を強化	
新業態企業の発展の支援	
政府系サービスの向上	
企業の信用修復のための仕組の完備	
法律サービスの保障	



(3) 深セン市

公告	支援策
新型肺炎感染に対する企業支援のためのいくつかの措置 深 府 規 [2020]1号	防疫関連企業に対するサービスの強化
	国有企業が保有する不動産に係わる賃借料の免除
	社会保険料の延納
	住宅積立金の納付率の引下及び延納
	汚水処理費の返金
	企業の電気コストの軽減
	税金の申告期限の延長、延納及び減免
	企業に対するキャッシュフロー安定のための支援
	企業の融資費用の削減
	産業資金の支援強化
	「四千億」政策補助金の追加放出
	公共交通機関の運営の保障
	雇用を維持した企業に対する失業保険料及び社会保険料の還付など
柔軟な雇用政策の実施	
職業技能訓練の補助金支給額の引上	
輸出信用保険サービスの強化	

(4) 蘇州市

公告	支援策
新型肺炎感染に対する中小企業支援のための十か条の政策意見 蘇 府 [2020]15号	中小企業の与信残高の確保
	中小企業の融資費用の削減
	各政策銀行の「国家隊」の発揮
	金融機関に対する保障性融資サービス提供の奨励
	雇用を維持した企業に対する失業保険料の還付
	社会保険料の延納
	中小企業に対する不動産賃借料の減免
	中小企業に対する税金の減免
	中小企業に対する税務申告の期限延長及び延納
	中小企業イノベーション区の支援
—	住宅積立金の納付率の引下及び延納

(香港) 新型肺炎の影響及びそれに対する企業支援策

中国と同様、香港においても新型コロナウイルスによる肺炎（COVID-19）の影響が非常に大きな1ヶ月でした。1月下旬から2月末までの新型肺炎を巡る大きな動きを振り返るとともに、それに対する政府の支援策の概要を説明いたします。

1. 新型肺炎を巡る主な出来事

日	動き
1月22日(水)	新型コロナウイルスへの感染が強く疑われる患者が香港で確認されたと発表。
1月28日(火)	新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、春節休暇明けの1月29日から2月2日まで、政府職員に自宅での勤務を認めると発表。民間企業に対しても可能であれば同様の措置を取るよう呼び掛け。 中国本土からの団体旅行の停止に加え、個人旅行者の入境のためのビザ発給も停止することで中国側と合意したと発表。
1月30日(木)	中国本土と香港を結ぶ都市間鉄道及びフェリーの運行を取り止め、複数の出入境施設を閉鎖。
1月31日(金)	2月2日まで政府職員に認めていた在宅勤務を2月9日まで1週間延長すると発表。
2月3日(月)	中国本土の広東省深圳市と隣接する羅湖などの出入境検問所計4か所を4日の午前0時から一時閉鎖することを発表。出入境を香港国際空港、香港と本土を結ぶ港珠澳大橋、深圳西部の深圳湾の3検問所に限定。
2月4日(火)	香港で初の新型肺炎による死者。
2月5日(水)	中国本土から香港に入境する香港市民や中国本土住民、その他旅客に対し、14日間の強制検疫を8日未明から実施すると発表。
2月7日(金)	香港政府、公務員の在宅勤務を2月16日まで再延長。
2月8日(土)	中国本土からの全入境者を対象とした14日間の強制隔離を開始。
2月14日(金)	香港政府、公務員の在宅勤務を2月23日まで再延長。 新型肺炎対策として21項目の財政支援策を発表。
2月21日(金)	香港政府、公務員の在宅勤務を3月1日まで再延長。 新型肺炎対策としての財政支援策の予算案が財務委員会を通過。
2月26日(水)	2020/21年度の香港財政予算案を発表。

1 月下旬に政府職員の在宅勤務を認める旨を発表し、民間企業に対しても同様の措置を取るよう強く呼び掛けられました。その在宅勤務期間が現時点まで延長されていることから、多くの日系企業は、業務の緊急性を考慮しつつ、在宅勤務を継続しているものと思われます。

また、中国本土から香港に入境する者に対する 14 日間の強制検疫が実施されたことから、香港と中国を行き来することは事実上不可能となりました（5 月 7 日までの予定）。中国側の工場の稼働も大部分はストップしていたと思われますが、駐在員が広東省と香港を行き来している企業にとっては、事業活動を行う上で大きな支障が出ていると想像されます。

2. 財政支援策及び 2020/21 年度財政予算案

(1) 21 項目の財政支援策

香港立法会の財務委員会は 2 月 21 日、新型コロナウイルスによる肺炎で打撃を受けている業界への財政支援などに充てる防疫・感染対策基金の予算案を可決しました。同基金は、新型肺炎の影響で業績が落ち込み、苦境に立たされている業界への財政支援と、香港の防疫・感染対策強化を目的としており、約 300 億香港ドル（約 4,300 億円）を拠出するというものです。基金の概要は以下の通りです。

① 業界への財政支援策

財政支援では、主に旅客の減少で深刻な打撃を受けている観光、飲食、小売りが重点支援対象の業界とされており、大型のレストランに最大で 20 万香港ドル、軽食レストランや生鮮食料品店などに 8 万香港ドルを支給する等の財政支援策が決定しています。

② 香港の防疫・感染対策

防疫・感染対策では公立病院を所管する医院管理局向け支援資金の額が最も多く、47 億香港ドルが充てられる予定です。その他、香港域内でのマスク生産支援資金が 15 億香港ドルで、月産能力 50 万枚以上のマスク生産ラインを 20 本設けるとされています。

これらの他、政府物流署の防疫物資調達と、不動産管理業の防疫支援とともに 10 億香港ドルが振り向けられる予定です。

③ その他

低所得層の 20 万世帯に 1 戸当たり平均 5,000 香港ドルを支給することや、小中学生などを対象とした学習手当を 3,500 香港ドルに増額することも決定されています。

(2) 2020 /21 年度（2020 年 4 月から 2021 年 3 月まで）の香港財政予算案

昨年から続く大規模抗議活動に加え、新型肺炎の感染拡大に伴う経済の停滞が追い打ちをかけて、2019/20 年度（2019 年 4 月から 2020 年 3 月まで）は 15 年ぶりの財政赤字（378 億香港ドル）となり、来年度は 1,390 億香港ドルを超える赤字となる見通しと発表しました。このような状況の中、難局の打開を図ることを目的として以下のような措置が発表されました。

① 個人に対する優遇措置

- 18 歳以上の香港永久居民に 10,000 香港ドル（約 140,000 円）支給
- 2019/20 年度の個人所得税 100%減免（上限 20,000 香港ドル）

② 法人に対する優遇措置

- 2019/20 年度の法人税 100%減免（上限 20,000 香港ドル）
- 2020/21 年度の商業登記費用の免除
- 年次報告書（Annual Return）の更新料の 2 年間免除

お問い合わせ先 Web : <https://www.faircongrp.com/>

フェアコンサルティング上海（正緯企業管理諮詢（上海）有限公司）

上海総公司 上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店（上海）601 室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原（UEHARA）日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com	深セン分公司 深圳市福田区深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢（FURUYA）日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com
蘇州分公司 蘇州工業園区華池街 88 号 晉合広場 2 号 11 F 1176 室 電話：+86-512-8916-5176 担当：坂林（SAKABAYASHI） mi.sakabayashi@faircongrp.com	北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲 19 号楼 嘉盛 SOHO 10 層 A058 室 電話：+86-10-8524-0758 担当：粟村（AWAMURA）日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com

フェアコンサルティング香港（Fair Consulting Hong Kong Co., Limited）

香港九龍海港城海洋中心 16 樓 1629A-30 室 電話：+852-2156-9698 担当：山口（YAMAGUCHI）日本国公認会計士 ka.yamaguchi@faircongrp.com
--

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

<別紙> 中国各都市の支援策（詳細）

以下は支援策の抜粋です。その他の支援策は、国家税務総局又は各都市のホームページよりご確認ください。

1. 中国本土で一律に適用される税務面の支援策

（1）財政部 税務総局公告2020年第8号

支援策	詳細
特定の業種に該当する企業に生じた欠損金の繰越期間の延長	疫病の影響が大きい業種及び企業の2020年度に発生した損失について、繰越年数を5年から8年に延長する。 業種は交通運輸、飲食、宿泊、旅行（旅行会社とその関連サービス、観光地管理の2種類）の4つの種類であり、具体的な判断は現行の「国民経済業界分類」に従う。2020年度の主要な業務収入は収入総額（非課税所得と投資収益を除く）の50%以上を占めなければならない。
公共サービスなどに係わる増徴税の免除	公共交通運輸サービス、生活サービス及び住民に必要な生活物資を宅急便で送るサービスに係わる増徴税を免税とする。

（2）財政部 税務総局公告2020年第9号

支援策	詳細
公益性組織及び国等を通じて行った寄附の所得控除	公益性組織又は県級以上の人民政府及びその他の国家機関に対して新型肺炎感染予防のため現金及び物品を寄附した場合、課税所得額から全額控除することができる。
病院に対する寄附の所得控除	疫病予防及び治療を担う病院に新型肺炎予防及び治療に用いる物品を寄附した場合、課税所得額から全額控除することができる。 寄附者は病院が作成した寄附金受領書により控除を行う。
寄附された疫病防疫物資に係わる増徴税等の免税	公益性組織又は国等を通じて寄附した場合又は病院に直接寄附した場合、寄附された疫病防疫物資に対する増徴税、消費税、都市維持建設税、教育費付加、地方教育付加税は免税とする。

（3）財政部 税務総局公告2020年第10号

支援策	詳細
雇用主が従業員に付与した医薬品等の個人所得税の免税	雇用主が新型肺炎感染の予防に肺炎の薬品、医療用品及び防護用品など（現金を含まない）を交付した場合、個人所得税を免税とする。

2. 中国本土で一律に適用される人事面の支援策

(1) 段階的な企業の社会保険料の減免に関する通知（人社部発〔2020〕11号）

支援策	詳細
養老保険、失業保険及び労災保険の雇用主負担部分の段階的な減免	（湖北省以外の地域） 2020年2月から中小微企業の三項（養老保険、失業保険及び労災保険）の雇用主負担部分を最大5ヶ月間免除する。大企業などのその他の雇用主（機関事業単位を含まない）の三項の雇用主負担部分は最大3ヶ月間半額免除とする。
	（湖北省のみ） 2020年2月から各雇用主（機関事業単位を含まない）の三項目の雇用主負担部分を最大5ヶ月間免除する。
	（中国本土全域） 疫病の影響を受けて経営に深刻な困難が生じた企業は、社会保険料の延納が最長6ヶ月間可能である。当該期間中の滞納金は徴収しない。
	（中国本土全域） 各省は現地の実情に合わせて、本通知に規定された減免範囲及び期限に従って執行し、基金管理を規範化及び強化し、他の減収及び支出増加の政策を自ら発布してはいけない。各省は減免の状況に基づき、2020年基金収入予算を合理的に調整することができる。

2. 北京市の支援策

(1) 新型コロナウイルス感染症の疫病状況の予防及び抑制のためのいくつかの追加の措置（京政辦発〔2020〕5号）

支援策	詳細
社会保険料の納付期限の延長	2020年1月及び2月の社会保険料の納付期限を2020年3月末に延長する。旅行、宿泊、飲食、展示会、商業流通、交通運輸、教育訓練、文芸公演、映画劇場、冰雪体育などの影響が大きい業種及び企業に対して、関連の主管部門の許可を経た上で、疫病の影響があった期間は社会保険料の納付期限を7月末までに延長する。当該期間中の滞納金は徴収しない。各種社会保険の待遇及び個人権益記録に影響しない。
大型商業ビルなどのテナントに対する賃貸料減免の奨励及び減免を実施した貸主に対する補助金の支給	大型商業ビル、デパート、市場運営者の中小のテナントに対する疫病発生期間に係わる賃借料の減免を奨励し、各区は賃借料の減免を実施した企業に対して、財政補助金を与えることができる。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響に対する中小企業の持続的な健全な発展を促進するためのいくつかの措置（京政辦発〔2020〕7号）

支援策	詳細
中小企業に対する行政事務費の徴収の停止	疫病の発生期間において影響が大きい中小企業に対して、特殊設備の検査費、下水処理費及び占道費の徴収を停止する。
中小企業に対する国有不動産の2月分の賃借料の免除	北京市及び北京市の区内の国有企業の不動産を賃借し、経営活動を行っている中小企業が人政府の要求に従い営業を維持し、防疫規定に従い営業を停止し、人員削減を行っていない場合、2020年2月分の賃借料を全額免除（生産活動を行っている企業の場合）又は半額免除（オフィスとして賃借している場合）を行う。 国有企業以外から経営用不動産を賃借している場合、所有者に対して賃貸料の減免を奨励する。疫病の発生期間に賃借している中小企業に対して賃貸料の減免を実施する企業に対しては、市区政府から資金援助が与えられる。
経営が困難な企業に対する税金の延納	疫病の影響を受けたことにより、納税申告が困難な中小企業は、最長3ヶ月、税金を延納することができる。
零細企業に対する研究開発の補助金	国家自主イノベーションモデル区内の科学技術零細企業に対して、研究開発の実際の状況によって、各企業に最高20万元の研究開発の補助金を支給する。

支援策	詳細
雇用を維持した企業に対する失業保険料の還付及び中小企業に対する補助金の支給	<p>疫病の影響が大きいと、一時的な経営難に直面しつつも、回復が期待され、人員削減や人員削減が少ない会社に対しては、前年度6ヶ月間の北京市の月一人当たり平均失業保険の基準と保険加入者数に基づく失業保険料の還付を受けることができる。</p> <p>北京市の位置付け及び産業発展の方向に合致する中小企業に対しては、従業員の2020年4月末までの平均人数が前年の平均人数と比べて横ばい又は20%以内に増加した場合、当該企業に対して3ヶ月間の社会保険料の30%の補助金を支給する。従業員の4月末までの平均人数が前年の平均人数と比べて20%以上増加した場合、当該企業に対して3ヶ月間の社会保険料の50%の補助金を支給する。</p> <p>上記の補助金を受給している企業について、職位に応じた従業員（待機者を含む）を組織し、所定の職業技能訓練に参加させた場合、一人当たり1000元（1回限り）の技能向上研修手当を受けることができる。条件に該当する北京市の失業者は無料でセミナーを受講することができる。</p>
就業困難者の雇用に関する補助金の支給	<p>雇用主は、北京市の失業者と都市農村の就業困難者を雇用し、1年以上の雇用期間の労働契約を締結し、従業員社会保険を納付し、北京市の従業員の最低賃金の1.2倍以上の賃金を支払った場合、規定に従って職位補助金及び社会保険補助金を申請することができる。</p>
中小企業の物品・サービスについて政府の調達強化	<p>北京市の政府機関は中小企業からの調達金額及び割合を増加させる。北京市内の中小企業の公共サービスプラットフォームによって中小企業のサービス券を発行し、疫病の影響が大きい企業が遠隔事務、ビデオ会議、法律コンサルティング、オンライン検査、ネット販売などの指定サービス製品を購入する場合、各企業に対して契約額の50%以内の補助金を支給する（最高限度額20万元）。</p>

(3) 疫病予防期間中における住宅積立金業務に関する事項の通告

支援策	詳細
住宅積立金の延納	<p>疫病の発生期間において、雇用主が住宅積立金を納付することが困難な場合、延納を許可し、疫病収束後に納付する。</p>

2. 上海市の支援策

(1) 新型コロナウイルス感染に対する中小企業支援のための十か条の政策意見（滬府規[2020]3号）

支援策	詳細
国有企業が保有する不動産に係わる賃借料の免除	<p>中小企業が上海市の国有企業の事業用不動産を賃借して経営活動を行う場合、2020年2月分及び3月分の賃料を免除する。国有企業より間接的に賃借している企業については、協議で減免や支払期限の延期など、中小企業に利益を与えるよう奨励する。</p> <p>大型商業ビル、デパート、区域などの各種市場運営者に対してテナントの家賃の減免を奨励する。自主的に借主に不動産や土地の賃貸料を減免する企業は対応する不動産税及び都市土地使用税の減免を申請できる。</p>
税金の申告期限の延長及び延納	<p>疫病の影響を受けたことにより、申告期限までに申告することが困難な場合、申告期限の延長を申請することができる。</p> <p>疫病の影響を受けたことにより、納付期限内に納税することが困難、かつ、延納の条件に合致する場合、最長3ヶ月の延納を認める。</p> <p>疫病の影響を受けたことにより、申告期限までに申告及び納税ができなかった納税者に対しては、主管税務機関の確認を経て、相応の滞納金と税務行政処罰を免除することができる。</p>
旅行サービス品質保証金の返金及び文化事業建設費の納付者に対する財政補助金の支給	<p>2020年2月5日から、経営規範及び信用の良好な旅行会社に対して、旅行サービス品質保証金の80%を一時的に2022年2月5日までに返金する。</p> <p>生活サービス業における文化事業建設費の納付者に対して、疫病の影響の程度と実際の納付額の状況に応じて一定の財政補助金を支給する。</p>
失業保険料の還付	<p>2020年に人員削減を実施しない又は人員削減が少ない条件に合致する雇用主に対し、雇用主及び従業員が前年度に実際に失業保険料の50%を還付する。</p>
社会保険料の納付基数の変更時期の調整	<p>2020年から従業員の社会保険納付年度（従業員の医療保険年度を含む）の開始日を同年7月1日から翌年6月30日までに3ヶ月延期する（2019年従業員社会保険納付年度は2020年7月1日まで順延する）。</p>
社会保険料の延納	<p>疫病の影響を受けたことにより、就業人員及び都市農村住民について期限通りに保険加入の登記及び社会保険料の納付ができなかった場合、疫病収束後に申請することができる。</p> <p>保険加入企業が期限を過ぎて社会保険料を納付した場合、滞納金は徴収せず、保険加入者の個人権益記録に影響しない。追納手続は疫病収束後3ヶ月以内に行う。</p>

支援策	詳細
職業訓練に対する補助金の支給	疫病の影響を受けた企業について、休業期間中に従業員（企業で働く労務派遣人員を含む）を組織して各種のオンライン職業訓練に参加させた場合、各区の地方教育付加特別補助金の企業従業員教育の範囲で、実際の研修費用の95%の補助金を支給する。プラットフォーム企業（オンライン企業）及び新業態の企業を参照し実行する。
医療保険の雇用主負担率の引下	医保基金の収支状況によって被保険者の医療保険の待遇水準が下がらないことを確認した上で、2020年の従業員に係わる医療保険の雇用主の納付率を一時的に0.5%引き下げる。
新業態企業の発展の支援	ネットショッピング、オンライン教育、オンライン事務、オンラインサービス、デジタル娯楽、デジタル生活、知能配送などの新業態の育成を加速し、ネット診療、オリジナル新薬、医療用品、医療器械などの健康産業を発展させ、高成長革新型の中小企業をサポートする。 科学技術イノベーション券の科学技術型中小企業への支持を強め、2020年に受理した科学技術イノベーション券の使用限度額を30万元から50万元に引き上げる。テレワークの運営をサポートする企業は、疫病の影響が大きい中小企業のために、6ヶ月以上のクラウドビデオ会議などのクラウドサービスを無料で提供する。



3. 深セン市の支援策

(1) 新型コロナウイルス感染に対する企業支援のためのいくつかの措置（深府規[2020]1号）

支援策	詳細
国有企業が保有する不動産に係わる賃借料の免除	市、区、市属及び区属の国有企業が保有する不動産（工場、イノベーション産業用不動産、商業ビル、農市場、店舗、倉庫物流施設、サービス付オフィスなどを含む）から賃借する非国有企業、科学研究機関、医療機関及び個人事業主に対して、2ヶ月間の賃借料を免除する。 市、区の二級公営賃貸、人材住宅を賃借する非国有企業又は家庭（個人）に対して、2ヶ月間の賃料を免除する。股份合作公司、非国有企業、個人オーナーが国有企業の方法を参照し、賃貸料の減免を行うことを奨励する。
社会保険料の延納	疫病の影響を受けたことにより、雇用主が納付期限に社会保険料を納められない場合、疫病収束後3ヶ月以内に延納することができる。当該期間中の滞納金は徴収しない。
住宅積立金の納付率引下又は延納	疫病の影響を受けたことにより、住宅積立金を納付することが困難な企業は、住宅積立金の納付比率を最低3%までの引き下げ又は納付期限を最長12ヶ月延期することができる。
汚水処理費の返金	疫病の影響を受けた企業に対し、6ヶ月間の都市部の汚水処理費を返金する。
企業の電気コストの軽減	2020年2月の電気料金の内、基本電気代を免除する。各工業区と商業ビルの不動産管理部は電気料金を徴収する際に、免除された基本電気代を企業に徴収してはいけない。
税金の申告期限の延長、延納及び減免	疫病の影響で申告期限までに納税申告ができない場合、税務部門に申告期限の延長を申請する。経営が困難、かつ、延納の条件に合致している場合、税務部門に最長3ヶ月の延納を申請する。疫病の影響を受けた困難な企業に対しては、3ヶ月間の不動産税及び都市土地使用税が免除される。
雇用を維持した企業に対する失業保険料及び社会保険料の還付など	人員削減を行わない又は人員削減が少ない企業に対し、前年度の失業保険料の50%を還付する。経営が困難、かつ、人員削減を行わない又は人員削減をしない企業に対して、企業及び従業員が前年度に納付した社会保険料の25%を還付する。従業員について疫病のため治療を受けたり、医療観察によって隔離された期間に企業が支払った給与は、その基本養老保険料納付基数の50%以内の補助金を支給する。
職業技能訓練の補助金支給額の引上	2020年内に職位上の必要に応じて、従業員を組織して職業技能訓練に参加させる企業に対して、研修補助金の基準を一人当たり最高900元から1500元に引き上げる。技能向上研修補助金は一人当たり1400元から2000元に引き上げる。

4. 蘇州市の支援策

(1) 新型コロナウイルス感染に対する中小企業支援のための十か条の政策意見（蘇府[2020]15号）

支援策	詳細
雇用を維持した企業に対する失業保険料の還付	人員削減を実施しない又は人員削減が少ない企業に対して、前年度の失業保険料の50%の還付を行う。返還基準は6ヶ月間の現地の月一人当たり平均失業保険と保険加人数によって算定し、執行期限は国の規定に従って実行される。
社会保険料の延納	疫病の影響を受けたことにより、経営の困難のため社会保険料の納付ができない中小企業に対して、養老保険、失業保険及び労災保険料について最長6ヶ月間の延納を認める。延納後、企業が支払う社会保険料は保険加入者の権益に影響しない。
中小企業に対する不動産賃貸料の免除	国有資産類の事業上の賃貸物件を賃借している中小企業に対して、賃借料1ヶ月の免除及び2ヶ月の半額とする。国有資産以外の事業上の不動産を賃借している場合、貸主が賃貸料の減免を行うことを奨励する。
中小企業に対する税金の減免	疫病が原因で企業に重大な損失が発生し、正常な経営活動に重大な影響を受け、不動産税及び都市土地使用税の納付が困難な場合、不動産税及び都市土地使用税の減免を申請することができる。
中小企業に対する税金の延納	疫病の影響を受けたことにより、税務申告が困難な中小企業に対しては、企業が申請を行い、申告期限を延長することができる。特殊な困難があり、納付期限までに税金を納付できない企業に対しては、企業の申請により最長3ヶ月、税金の延納を行うことができる。

(2) 新型コロナウイルス感染の予防期間における住宅積立金の業務に関する通知

支援策	詳細
住宅積立金の納付率引下又は延納	疫病の影響を受けたことにより、経営が困難な企業は、料率の引下又は延納をすることができる。料率の引下げの場合、5%を下回らないものとする。延納の場合、承認日より最大6ヶ月とし、延納期間満了後に納付することとする。